

各位

建築都市総務課長

福岡県発注工事からの暴力団関係事業者の排除に伴う  
工事請負契約締結に際しての留意事項について

福岡県は、平成22年4月から施行された福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団関係事業者（工事請負契約書第48条の3第1項各号に該当する者。以下同じ。）について、入札、契約からの排除を徹底しているところです。

このたび、県発注工事から暴力団関係事業者の排除をより徹底するため、排除対象を従来の下請業者に加え、資材、原材料の購入契約等の相手方まで拡大することとし、下記のとおり取り扱うこととしましたので、本県との契約締結にあたってはご留意願います。

なお、排除の対象となる暴力団関係事業者については、建築都市総務課契約係等で閲覧に供するとともに、県ホームページに掲載して公表します。

## 記

## 1. 暴力団と関係のある下請負人の使用禁止

工事請負契約書を改正し、暴力団関係事業者を下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人を含む。）又は資材、原材料の購入契約等の相手方（以下「下請負人等」という。）としてはならないこととします。

また、暴力団関係事業者を下請負人等としていた場合、県は元請業者に対し当該下請契約等の解除を求めることができることとします。

なお、元請業者が正当な理由がなく県からの当該下請契約等の解除の求めに従わなかったときは、県は元請業者との契約を解除することができることとします。

さらに、暴力団関係事業者を下請負人等としたことによる契約違反の措置として、指名停止（公表）、警告、注意、工事成績評価の減点を行います。

## 2. 「誓約書」の提出

工事請負契約書に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、認識したうえで、了解したことを誓約する旨の「誓約書」の提出を契約締結の条件とします。

## 3. 「施工体系図」の提出

下請負契約（一次及び二次下請以降全ての下請負契約を含む。）を締結したときは、金額・工種の如何に関わらず、別紙「施工体系図」を作成し、遅滞なく監督員へ提出することとします。（併せて「施行体制台帳」の作成もお願いします。）

また、提出した施工体系図の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出することとします。（併せて、すでに提出している「施工体制台帳」も変更をお願いします。）

なお、施工体系図は、以下からダウンロードすることができます。

●県ホームページ「トップページ」>（ページ右上）検索 

建築 施工体制台帳
-----------

※このキーワードで検索してください。

アドレス：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensoumu-nyusatsu-youshiki.html>

## 4. 業者間契約における「誓約書」の徴収

元請業者が下請業者（下請業者が下請業者）に対しても、工事請負契約書に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、認識したうえで、了解したことを誓約する旨の別紙「誓約書（業者間契約）」を徴収するようにしてください。

なお、徴した「誓約書（業者間契約）」は県に提出する必要はありません。

# 誓約書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

- 1 工事請負契約書第48条の3(以下「暴力団排除条項」という。)第1項各号のいずれにも該当しません。
  - 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
  - 3 福岡県建設工事に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人等としません。
  - 4 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人等としていて、福岡県から当該下請契約等の解除(当該下請契約等の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。)を求められた場合は、解除等の求めに従います。
- ※ 下請負人等とは、一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。
- ※ 下請契約等とは、一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。
- ※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

## 暴力団排除条項第1項各号の解釈について

### (1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

### (2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

## <工事請負契約書抜粋（暴力団排除条項）>

**第48条の3** 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約等を締結したとき。
  - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

### （発注者の損害賠償請求等）

**第55条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、第54条の2の規定により賠償金を徴した場合は、その額を控除した額とする。

- 一 ～ 二 （略）
- 三 第47条から第48条の3までの規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 （略）
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 第47条から第48条の3までの規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 （略）
- 3 ～ 5 （略）
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

### （下請負人等の通知）

**第7条** 発注者は、受注者に対して、下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

**第7条の2** 受注者は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日62管行第40号の2総務部長依命通達）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人等としてはならない。ただし、第48条の3第1項各号に該当する者を除き、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者が第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人等としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該下請契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
- 3 下請契約等が解除されたことにより生じる下請契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことにより生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。